

# 所沢市交通災害共済



この制度は、市民のみなさんに加入していただいた会費から、交通事故により災害に遭われた会員の方に、お見舞金を支給するという助け合いの制度です。

## 【平成30年度からの変更点のお知らせ】

- ①地震、洪水、暴風等の非常災害による原因で交通事故に遭われた場合は支給できません。
- ②不正等により見舞金の支給を受けた場合は、見舞金の返還を求める場合があります。

## 加入できる方は

所沢市に住民登録をしている人（年齢制限はありません）。

## 共済会費は

	年 額 (1人1口に限りです)
大 人	600円
0歳から中学生まで	300円
小学校への新入学児童	無 料 (市で会費を負担します)

※10月1日以降の加入は会費が半額になります。

## 共済期間は

4月1日から翌年3月31日までの1年間  
☆4月1日以降加入される方は、加入時から3月31日までになります。

## 加入申込は

- 市役所交通安全課および各まちづくりセンターにおいて、随時受付しています。

## 対象となる事故は

- 自動車、バイク、自転車、電車などの車両乗車中による人身事故（自損事故も含みます）。
- 歩行中の上記車両等との衝突、接触による人身事故。
- バイクや自転車に乗車し、走行中に転倒したり、後輪に足を挟んだりして受傷した人身事故。

※日本国内で発生した事故に限ります。

※車両とは道路交通法で定められた車両及び身体障害者用の車椅子をいいます。

※道路を歩行中につまずいて転んだり、横断歩道橋の階段を踏みはずしたりしてケガをした場合等は、見舞金の対象外です。

**※本人の故意、無免許運転、飲酒運転等による事故の場合、見舞金は支払われません。**

## 共済見舞金は

※等級については医師の診断書により、治療期間と治療実日数の両条件が該当するものになります。

等 級	傷 害 の 程 度	金 額
1 等 級	死亡した場合	100万円
2 等 級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	30万円
3 等 級	治療期間が6ヶ月を超え、かつ治療実日数が90日以上	15万円
4 等 級	治療期間が3ヶ月を超え、かつ治療実日数が45日以上	8万円
5 等 級	治療期間が1ヶ月を超え、かつ治療実日数が15日以上	5万円
6 等 級	治療期間が10日を超え、かつ治療実日数が5日以上	2万円
7 等 級	治療期間が10日以内、または治療実日数が5日未満	1万円
特別見舞金	後遺症（身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害）が存する場合	20万円

裏面に「見舞金の請求」について、説明があります。☞



# 《見舞金の請求》



## 提出先は

市役所交通安全課に提出してください。  
(各まちづくりセンターでは受付していません)

## 提出書類は

1. 共済見舞金請求書 受傷者本人が請求者になります。受傷者が請求時に20才未満のときは、保護者が請求者になります。  
※1等級（死亡）の場合は、交通安全課までご連絡ください。  
死亡者と請求者の関係がわかる書類（住民票、戸籍謄本等）が必要です。
2. 交通事故証明書 受傷者本人の名前が記載されている交通事故証明書、または事故現場から病院までの救急車の搬送証明書（コピー可）。  
※交通事故証明書に、受傷者本人の名前が記載されていない場合はご相談下さい。  
※上記の証明が取れない場合は**交通事故申立書**による請求になり、見舞金額は**2万円**が限度となります（自転車乗車中の自損事故等でも警察に届出をされると、交通事故証明書が発行されます）。
3. 診断書 市の指定する診断書。他の様式を使用する場合は、内容が市の指定する診断書に準じている（治療期間、治療実日数、受傷日の記載があり、交通事故の治療を受けたことがわかる）ものを提出してください。  
1等級（死亡）請求の場合は、死亡診断書または検案書（コピー可）。  
※見舞金額は治療期間と治療実日数に応じて支払われますので、診断書はなるべく治癒後にお取りください。
4. 口座振替依頼書 請求者名義の口座に限ります。
5. 会員証 交通事故発生年度の会員証をお持ちください。
6. 印鑑 朱肉を使用する印鑑（スタンプ式印鑑は使用できません）。

◇1. 3. 4の用紙は市役所交通安全課および各まちづくりセンターにあります。  
また、所沢市役所ホームページからダウンロードできます。

◇交通事故証明書は、警察署、交通安全課および各まちづくりセンターに備え付けの交付申請書（郵便振替用紙）により、郵便局の窓口で申請してください。後日、自動車安全運転センターから郵送されます。

自動車安全運転センター 埼玉県事務所《TEL 048-541-2411（代）》

注意◎交通事故発生時に、所沢市に住民登録されていなければ、見舞金の請求はできません。

◎見舞金の請求期間は事故発生日から**2年**です。2年を経過したものは請求できません。

（例：平成28年4月1日が交通事故発生日の場合、平成30年3月31日までとなります）

**【お問い合わせ】 所沢市交通安全課 TEL04-2998-9140（直通）**  
**〒359-8501 所沢市並木1-1-1**